

令和8年度 一般社団法人岐阜県農畜産公社事業計画書

自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

I 法人の概況

1 移行年月日 平成25年4月1日

※平成11年4月1日付け（社）岐阜県畜産開発公社（昭和48年4月28日設立）と（財）岐阜県農業公社（昭和47年6月1日設立）が統合

2 定款に定める目的

公社は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 畜産生産基盤の整備
- (2) 農地の集積・集約化
- (3) 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援
- (4) 農福連携の推進
- (5) 農産物の安全ブランド化の推進
- (6) 優良な乳用牛及び肉用牛の育成
- (7) 優良な肉用牛資源の供給
- (8) 畜産公共施設の維持管理業務の受託
- (9) その他公社の目的達成に必要な事業

4 所管官庁に関する事項

岐阜県農政部農政課

5 会員の状況及び出資金・基金等

(1) 出資金

会 員（構成員）	出 資 金（千円）	備考
岐阜県	230,000	（基本財産）
岐阜県酪農農業協同組合連合会	18,000	
全国農業協同組合連合会	14,000	
岐阜県信用農業協同組合連合会	13,000	
岐阜県農業協同組合中央会	500	
計	275,500	

6 主たる事務所・事業所等の所在地

（令和8年4月1日予定）

主たる事務所：岐阜市藪田南5-14-12

（ぎふ農福連携推進センター：岐阜市下奈良2丁目2番1号）

（ぎふ清流GAP推進センター：岐阜市下奈良2丁目2番1号）

事務所等 東濃牧場：恵那市長島町鍋山4-66

飛騨牧場：高山市清見町檜谷116-4

（美濃加茂駐在：美濃加茂市古井町下古井2610-1）

（恵那駐在：恵那市長島町正家字後田1067-71）

（高山駐在：高山市上岡本町7-468）

7 役員等に関する事項

令和8年3月24日現在

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別	所 属 職 名	備 考
理事長	雨宮 功治	常勤	岐阜県農政部長	
理 事	堀 智考	非常勤	岐阜県酪連代表理事会長	
理 事	清水 清人	非常勤	全農岐阜県本部運営委員会会長	
理 事	櫻井 宏	非常勤	岐阜県信連経営管理委員会会長 兼岐阜県農協中央会代表理事会長	
理 事	村下 貴夫	非常勤	一般社団法人岐阜県畜産協会会長	
理 事	岩井 豊太郎	非常勤	一般社団法人岐阜県農業会議会長	
理 事	春見 秀則	非常勤	岐阜県指導農業士連絡協議会会長	
理 事	國枝 慎太郎	非常勤	岐阜県議会議員	
理 事	恩田 佳幸	非常勤	岐阜県議会議員	
監 事	西村 寿文	非常勤	全農岐阜県本部長	
監 事	野津 博和	非常勤	岐阜県信連代表理事理事長	

(1) 定款第19条に定める定数

理事：8名以上15名以内

監事：2名以内

(2) 現在数

理事：9名

監事：2名

(3) 任 期

理事：令和7年6月30日から令和9年度定時総会まで

監事：令和7年6月30日から令和11年度定時総会まで

8 職員に関する事項

令和8年3月24日現在

職員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	46名	△1名	56歳9ヵ月	7年 5ヵ月
女性	16名	△1名	50歳1ヵ月	3年 11ヵ月
合計又は平均	62名	△2名	55歳9ヵ月	6年 6ヵ月

(注) 上記職員数には、専門員までが含まれる。

9 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

(単位：千円)

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期繰越収支差額	82,112	111,069	3,001	24,623
当期収入合計	1,508,710	2,109,224	1,784,386	1,967,490
当期支出合計	1,479,753	2,217,292	1,762,764	1,950,568
当期収支差額	28,957	△108,068	21,622	16,922
次期繰越収支差額	111,069	3,001	24,623	41,545
資産合計	1,144,241	980,614	1,019,075	1,020,914
負債合計	723,718	635,377	746,869	778,176
正味財産	420,523	345,237	272,206	242,738
うち当期正味財産増減額	△6,189	△75,286	△73,031	△29,468

Ⅱ 事業計画

【1】基本方針

最近の日本農業を取り巻く環境は、世界的な異常気象、世界各地で頻発する軍事紛争、長引く円安基調により肥料や飼料などあらゆる資材が高止まりしたままであり、多くの資材を輸入にたよる日本の農業経営を圧迫している。加えて生産物への価格転嫁もままならないことも収益増とならない要因となっている。また、国内の生産現場では、離農や後継者不足、耕作放棄地の増加、温暖化による生産物の生育環境の悪化や大規模自然災害等の生産基盤の損失といった多くの問題を抱えている。一方、日本はこれまで食料の多くを外国に依存してきたが、食料安全保障の観点からも過度な輸入依存から脱却し、食料自給率の大幅な向上と持続可能な農業の発展を図ることが、これからの日本農業に強く求められている。

こうしたなか、国は、令和6年の通常国会で多くの資材を輸入に依存する構造の転換を図るとし、「食料安全保障の確立」、「合理的な価格形成」等を新たな基本理念に掲げる「食料・農業・農村基本法改正案」及び関連法案を成立させた。さらに、改正基本法の成立を受けて、農家らの所得向上を重視して次期「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、今後5年間を「農業構造転換集中対策期間」とし、計画的・集中的に施策を講じることにしている。

本県の食料自給率は、令和4年度で26%（カロリーベース）と全国平均（38%）より低く、しかも農業従事者の減少が著しく（令和7年報告：過去5年間で34%減）、県下各地で作成された地域計画では、10年後の農業を担う者が位置づけられない農地は43%に上った。このため、県は、新たに策定する令和8年度から5年間の基本計画では、「食料自給率の向上」を最重要テーマに掲げ抜本的な農業政策の見直しを必要としている。この基本計画の実現に向けて、多様な主体の地域農業への参画を促進するなど新たな担い手確保等の重点施策に今後5年間取り組むことにしている。

こうしたなか、当公社は、県の施策を推進するため、平成29年4月に設置した「ぎふアグリチャレンジ支援センター」をワンストップ農業支援窓口として、新規就農者の確保と定着、担い手の経営支援を行っている。そして、平成30年度に同センター内に設置した「農福連携推進室」を令和6年度には「ぎふ農福連携推進センター」に改組し、農福連携のさらなる普及拡大と農業分野で活躍する障がい者らの支援を行っている。さらに令和2年度に設置した「ぎふ清流GAP推進センター」は、岐阜県産農産物の安全ブランド化を推進するため、「ぎふ清流GAP評価制度」の推進・普及を図っている。

こうした取り組みに加え、引き続き担い手農家への農地集積・集約を図り、優良乳用初妊牛・肉用牛の供給等や畜産生産基盤の整備を通じて、岐阜県農業の生産基盤の充実と元気な農業の構築及び県民の安定した食料確保を目的に、県及び関係機関と連携して積極的に事業を推進する。

【2】事業計画内容

〈 畜産部門 〉

1 優良な乳用牛及び肉用牛の育成事業及び肉用資源の供給拡大事業

最近の畜産を取り巻く情勢は、景気低迷による畜産物の価格低迷、購入飼料をはじめとする生産資材の高騰から経営収支が悪化している。これに伴い離農する農家が増えており、加えて農家の高齢化による担い手不足が深刻な問題となっている。また相次ぐ家畜伝染病の発生を受けて、「家畜伝染病予防法」が改正されており、生産者には家畜飼養衛生管理基準の徹底と防疫体制の強化が求められている。

こうした中、県内農家のニーズに合った優良な後継牛を育成し、安定的に供給することが公社の重要な使命と認識している。

以上のことを踏まえ、公社は、東濃、飛騨牧場の指定管理者としての責務を果たしながら、県酪農と肉用牛振興の推進に努めるとともに、農家に信頼される自立した牧場運営を目指す。

令和8年度は第5期指定管理が始まり、両牧場とも制度変更の初年度となるが、期間中の持続可能な牧場経営を目指して引き続き取り組むこととする。

(1) 家畜育成事業

ア 東濃牧場

① 乳用雌牛の育成事業

・ 哺育牛の育成事業

県内酪農家等から買い入れた優良な乳用雌子牛をおおむね6ヶ月齢まで哺育育成する。

・ 育成牛の育成事業

哺育育成を終了した育成牛を初妊牛として、県内酪農家に360頭（令和7年度見込370頭）を譲渡する。

・ 受精卵移植事業

肉用子牛の増頭を図るため、飛騨牧場で採卵した優良な受精卵50卵（同20卵）を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

岐阜県畜産研究所が開発した性判別受精卵の保存技術を活用して、乳用牛から採卵し性判別された雌受精卵50卵を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで哺育育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に22頭（同15頭）を譲渡する。また、和牛繁殖牛の更新向けに雌子牛2頭を繁殖素牛として内部保留する。

イ 飛騨牧場

① 肉用牛の繁殖育成事業

和牛繁殖雌牛を夏山冬里方式で飼育し、245頭（同266頭）の子牛生産を行う。

また、全国的な発生が見られる牛白血病の対策（抗体検査による牧区分け、放牧中の定期的な忌避剤塗布等）を進め、牧場の清浄化・維持を図る。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に255頭（同210頭）を譲渡する。

③ 育成牛の能力調査事業

遺伝的能力のはっきりしていない初産牛子牛について、肉質調査のため保留した22頭を肥育し、肉質を調査する。

④ 和牛初妊牛譲渡事業

肉用繁殖経営の規模拡大・新規参入を推進するため、1頭（同1頭）を県内繁殖農家に譲渡する。

⑤ 受精卵供給事業

和牛繁殖雌牛の改良及び和牛の増頭に寄与するために、170卵（同125卵）の優良受精卵を採取し、120卵（同70卵）を県内農家に販売する。また、50卵（同10卵）を東濃牧場に供給する。

2 畜産公共施設の維持管理業務受託事業

(1) 東濃牧場維持管理業務受託事業

県から東濃牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、放牧育成を行う。

① 乳用牛の受託育成事業

県内酪農家からおおむね1カ月齢以上の乳用育成素牛420頭を預かり、哺育育成し、乳用初妊牛に育成する。

② 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛等を受託し、放牧育成を行う。

- ・ 予定受託実頭数：４０頭（同１６頭）
- ・ 予定受託延頭数：４，０００頭（同１，９８６頭）

③ 牧草地等維持管理業務

牧草地や管理道の整備、牧柵の点検・補修、施設や車輛・農機具の点検整備と修理を実施し、牧草地等の維持管理に努める。

また育成牛の放牧、越冬飼料を確保するため、牧草地に肥料・堆肥を散布し、牧草の収穫及び調製・貯蔵の作業を行う。

（２）飛驒牧場維持管理業務受託事業

県から飛驒牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、放牧育成を行う。

① 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛を受託し、放牧育成を行う。

- ・ 予定受託実頭数：９０頭（同７２頭）
- ・ 予定受託延頭数：９，０００頭（６，４０２頭）

② 牧草地等維持管理業務

牧草地や管理道の整備、牧柵の点検・補修、施設や車輛・農機具の点検整備と修理を実施し、牧草地等の維持管理に努める。

また育成牛の放牧、越冬飼料を確保するため、牧草地に肥料・堆肥を散布し、牧草の収穫及び調製・貯蔵の作業を行う。

（参考：各牧場の面積）

区 分		東 濃 牧 場	飛 驒 牧 場	計
面 積	採草地	53 ha	44 ha	97 ha
	放牧地	122 ha	237 ha	359 ha
	その他	67 ha	127 ha	194 ha
	計	242 ha	408 ha	650 ha

３ 畜産生産基盤整備事業

既存の畜産地帯の再整備を推進し、今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の拡充、畜舎や家畜排せつ物処理施設等の整備を行い、生産及び流通単位としての生産団地を建設整備する。

令和８年度は、東濃東部第二地区で２年目となる東濃牧場整備事業（畜産担い手育成総合整備事業）を実施する。

○東濃東部第二地区

（１）東濃牧場整備事業（畜産担い手育成総合整備事業）

- ・ 実施年度：令和７年度～１１年度
- ・ 実施市町村：中津川市、恵那市

・ 令和７年度事業（繰越分）

事 業 種 目		事 業 量	事業費（千円）	備 考
基本施設整備	草地整備改良	7. 1 8 ha	1 5, 0 6 2	岐阜県東濃牧場
	用排水施設整備	1 式		同上
合 計			1 5, 0 6 2	

（注）金額は直工事費ベース

・令和８年度事業

事業種目		事業量	事業費（千円）	備考
基本施設整備	草地整備改良	11.0 ha	20,400	岐阜県東濃牧場
	用排水施設整備	1式	11,200	同上
測量・試験費		2式	20,800	
合 計			52,400	

（注）金額は直工事費ベース

〔 ぎふアグリチャレンジ支援センター 〕

〈 農地部門 〉

4 農地中間管理事業

担い手への農地集積・集約化を促進するための「農地中間管理事業を推進に関する法律」が制定され、公社が、同法に基づく農地中間管理機構として平成26年3月に県より指定を受けた。

本県における担い手への農地集積割合が約4割強（令和6年度末）にとどまる中で、地域農業の将来のあり方を示した地域計画が県下41市町村で策定された。計画の実現には、担い手を中心とした農業構造への転換は急務の課題であり、岐阜県が定めた「岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「県基本方針」という。）」に基づき、機構（公社）、市町村、農業委員会やJA等と連携し、担い手への農地集積・集約化の加速を図っていく。

また、本年度は、新規貸付の促進を図ると共に、期間満了となる中間管理権の更新、市町村の農用地利用集積計画からの移行分の契約事務を円滑に実施し、4月公告からの契約分から手数料徴収を開始し、機構運営の強化を図ることとしている。

さらに、令和4年度から取り組んでいる遊休農地の解消し農地集約化を支援する事業を継続実施する。

（１）農地の借受契約・貸付

（単位：ha）

区 分	R7末累積見込	R8計画	R8末累計見込
農地の借受契約	18,100	4,500	22,600
新規貸付	14,570	3,300	17,870
うち新規集積分	3,920	500	4,420
更新貸付	3,070	1,200	4,270
中間保有	20	△ 15	5
貸付農地	14,130	3,200	17,330
合意解約	1,150	100	1,250

（参考）県基本方針における推進目標

○ 担い手が利用する農地の面積及び集積率

R1：20,637ha、37.0% → R17：31,500ha、60%

※県基本方針に定められた担い手が利用する農地の目標面積（R17：31,500ha）の8割程度（R17：25,500ha）を農地中間管理事業で担うことを公社目標とする。

(2) 遊休農地解消対策事業

機構（公社）が借り受けた農地において、草刈、耕起等により遊休化を解消し、担い手への農地の集約化を支援する。

5 農地売買等事業

本事業は、「農業経営基盤強化促進法」で定める農地中間管理機構の特例事業及び長期保有農地有効活用事業で、経営規模縮小農家等から農地を買入れ、農業経営の規模拡大に意欲のある農家等に対し売り渡すものである。

(1) 売買事業

事業要件に基づいて売買リスクが生じない手法で、適正かつ円滑に事業を実施する。

区 分	計 画		
	件 数（件）	面 積（ha）	金 額（千円）
買 入	10	3.0	40,000
売 渡	10	3.0	40,000

〈 担い手部門 〉

6 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援事業

最近の農業生産現場では、農業従事者の高齢化や離農が進み、担い手不足が深刻化しており、新規就農者の育成・確保・定着が急務となっている。こうした中、基本方針に述べたとおり、岐阜県方式による支援体制を強固にするため、平成29年4月に就農相談から研修、就農、営農定着までを一貫して支援する「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を、公社に設置したところである。

公社は、関係機関の協力を得て同センターの円滑な運営を図り、ワンストップ農業支援窓口として、就農等の相談対応や研修などの就農準備への支援、就農後の営農定着に向けた担い手経営支援を一体的に行っている。また、令和元年度から農業分野の労働力確保に向けて、外国人材の活用を目的として相談を受け付けている。

(1) 就農・就業相談窓口事業（受託事業含む）

ワンストップ農業支援窓口として、新規就農、担い手の法人化、企業等の農業参入など多様化、複雑化する相談に対応する。

① 就農・就業相談業務

- ・ 就農・就業相談対応（面談、メール、電話）
- ・ 就農・就業相談会やセミナーの開催（ぎふアグリチャレンジフェア等）
- ・ 就農・就業ポータルサイト「ぎふっ晴れ」による就農関連情報の発信
- ・ SNS等による就農関連情報の発信
- ・ 啓発資料作成・配付
- ・ 就農体感ツアー等

② 就農支援研修業務

- ・ やる気発掘農業ゼミ
- ・ 新規就農者育成支援研修
- ・ 就農体験研修
- ・ 農業担い手育成セミナーの開催等

③ 農業経営体育成業務

- ・ ぎふ農業経営学院（農業経営塾）の開催
- ・ 農業経営の法人化、経営継承、集落営農への広域連携・合併支援 等

④ 外国人材の活用相談業務

- ・ 農業経営体等からの外国人材の雇用相談対応
- ・ 外国人材の活用研修会等の開催
- ・ 繁忙期が異なる産地等との連携による外国人材を活用する仕組みづくりの支援 等

(2) 農業経営者法人化等総合サポート事業受託事業

県からの委託を受けて、就農、参入及び経営に関する相談対応、就農・参入先市町村等との調整・紹介、農業者からの農業経営の法人化や継承などの経営課題に応じた専門家派遣による個別経営支援を実施する。

① 経営サポート活動業務

- ・ 農業経営の改善等の相談対応
- ・ 定例相談会、オンライン相談会の実施
- ・ 課題解決のための専門家（中小企業診断士、税理士等）の派遣
- ・ 経営改善研修会の開催 等

② 就農サポート活動業務

- ・ 新規就農・就業相談対応（面談、メール、電話）
- ・ 就農関連情報収集及び情報発信
- ・ 啓発資料作成・配付

③ 参入サポート活動

- ・ 企業の農業参入の相談対応
- ・ 参入候補市町村との調整・紹介 等

(3) 新規就農者育成総合対策事業

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）の資金を交付する。

併せて、資金受給者への研修状況と研修終了後の就農・就業状況を随時確認する。

新規就農準備資金交付計画

区 分	事業計画	R7実績	増 減	備 考
交付対象者（人）	21	19	2	継続：5人 新規：16人
交付総額（千円）	31,900	23,125	8,775	

(4) 次代へつなぐ農業経営継承推進受託事業

円滑な農業経営の継承に向け、経営継承の啓発を推進するほか、経営継承に詳しい専門家派遣による伴走支援を実施する。

(5) 儲ける農業経営者育成支援受託事業

新規就農者等の経営力向上に向け、農業経営シミュレーションゲームによる実践力向上研修を実施するほか、会計データを分析し専門家を交えた経営改善策を検討する。

(6) 企業の農業参入促進受託事業（新規）

企業の農業参入のスタートアップを応援するため、受入意向のある市町村等と連携し、受入可能農地の紹介や企業の農業参入計画の策定などを支援する。

〔 ぎふ農福連携推進センター 〕

7 農福連携支援事業

国は、平成28年6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中で農福連携の推進を掲げ、さらに令和6年6月の農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」では、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、農福連携の取組をさらに増やし、地域における障がい者等の就労機会の拡大と農業の労働力確保につなげようとしている。そこで、令和6年度から公社のアグリチャレンジ支援センター内にあった農福連携推進室を「ぎふ農福連携推進センター」へ格上げし、ワンストップ総合業務により農福連携のさらなる普及・拡大・定着を図ることとした。

令和8年度は以下の事業を実施する。

(1) 農福連携推進活動事業

障がい者の自立と農業分野での就労を促進するため、新たに障がい者を受け入れる農業者の取組や農業に取り組む障害福祉サービス事業所を支援する。研修会、相談会等を通じた普及啓発に取り組むとともに、農業者が障がい者施設に農作業を初めて委託するか雇用する場合の費用助成、障がい者を受け入れる農業者や農業に参入する障害福祉サービス事業所の施設等整備への助成を行う。また、人手不足に悩む産地において障がい者の農業体験会を開催し、農業と福祉の相互理解を深めることで産地における農福連携の取組を促進する。

① 農福連携の啓発と農業就労支援の実施

- ・ 農福連携推進研修会の開催等
- ・ 障がい者受入体験に対する助成

② 農福連携推進活動事業

- ・ 産地単位の障がい者農業体験会の開催
- ・ 農業経営体に対する雇用促進や経営改善につながる環境整備に対する助成
- ・ 福祉事業所が農業参入するための施設等整備に対する助成
- ・ ノウフクJAS認証取得に対する助成
- ・ 障がい者のみならず多様な福祉施設の職員等を対象にした現地研修会の開催

(2) 農福連携推進強化事業

農福連携の推進には、一般消費者や企業の理解や認知度の向上が欠かせないことから、令和6年度に国が制定した「ノウフクの日（11月29日）」のPRや、障がい者が生産工程に携わった農産物とその加工品の周知と販売促進のため、下記事業を通じて農福連携の推進強化を図る。

① ノウフク商品販売促進事業

- ・ 農福連携事業者と消費者をつなぐ流通・販売事業者（ぎふノウフクサポーター）の掘り起こし、協力体制の構築
- ・ SNSを活用したノウフク商品のPR、先駆的取り組みの紹介による農福連携の認知度向上
- ・ 県内事業者の県外マルシェへの出店とスキルアップ
- ・ ノウフクの日PRイベント開催や新商品開発に対する助成

② 農福連携魅力発信事業

- ・県内外で先駆的に取り組む事業者によるマルシェの開催
- ・農福連携PRイベントの開催

(3) 障がい者農業参入チャレンジ事業

障がい者の新たな就労分野として農業に進出するために必要な農作業受委託のマッチングや技術サポート、農業と福祉の相互理解を促進するためのセミナーを行うことで、福祉と農業の連携を深め、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上を図る。

(4) 農福連携技術支援者派遣事業（新規）

農林水産省認定の農福連携技術支援者を農福連携の現場に派遣し、取り組みが円滑に進むよう支援する。

〈 ぎふ清流GAP推進センター 〉

8 農産物の安全ブランド化推進事業

農業生産現場において、食品安全、労働安全、環境保全などの取組を通じて、農産物の安定供給と持続可能な農業経営を維持することが求められ、GAPの取組が重要となっている。

このため、県は、GAP実践の定着・拡大を通じて県産農産物の安全ブランド化を推進し、農業者への支援、消費者の認知度向上に取り組んでいる。そうした中、令和2年度に公社内にGAPの拠点組織となる「ぎふ清流GAP推進センター」を開設し、県及びJAグループと連携して、「ぎふ清流GAP評価制度」の運用と推進を図っているところである。

令和8年度は、以下の事業を実施する。

(1) ぎふ清流GAP推進事業

「ぎふ清流GAP推進センター」に専門の農場評価員と組織評価員を配置し、GAP拠点組織として、「ぎふ清流GAP制度」の運用、GAP相談窓口、GAP認証のサポートを実施する。

- ・専門評価員を配置し、県の依頼を受け、農場評価を実施
- ・GAP相談窓口の運用と産地の取組支援
- ・国際水準GAP認証取得等のサポート

(2) 岐阜県版みどり認定制度（仮称）運営事業（新規）

県が、幅広い環境負荷低減の取り組みを認定する国の「みどり認定」にGAPの考えを取り入れた「岐阜県版みどり認定制度（仮称）」を創設する予定で、その運用業務を県農畜産公社（ぎふ清流GAP推進センター）が受託する予定。

〈 その他 〉

9 牧場ふれあい事業

自然に恵まれた東濃牧場及び飛騨牧場を広く県民に開放し、憩いの場所を提供するため、次の事業を行う。

(1) 東濃牧場

牧場作業の体験、畜産の加工体験、家畜とのふれあい及びイベントの開催場所の提供等を行う。

(2) 飛騨牧場

県民に牧場の景観等の提供を行うため、条件付きで牧場の開放を行う。

開放期間：毎年7月から翌年3月まで

開放条件：団体に限る、牧場運営に支障を来さない期間・場所、携帯電話必携等